

税務署受付印

事前確定届出給与に関する変更届出書

※整理番号	
※連結グループ 整理番号	

令和 年 月 日 税務署長殿	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連体結法人 <input type="checkbox"/> 法人	納税地	〒	電話() -
		(フリガナ)		
		法人名等		
		法人番号		
		(フリガナ)		
		代表者氏名		㊟
		代表者住所	〒	

連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -		決算期	
	(フリガナ)			業種番号	
	代表者氏名			整理簿	
	代表者住所	〒		回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

事前確定届出給与に関する変更について下記のとおり届け出ます。
記

①	臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日	(臨時改定事由の概要) (臨時改定事由が生じた日) 平成・令和 年 月 日
	業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日	(決議をした日) 平成・令和 年 月 日 (直前届出に係る給与の支給の日) 平成・令和 年 月 日
②	変更を行った機関等	(機関等)
③	変更後の事前確定届出給与等の状況	付表 (No. ~No.) のとおり。
④	変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由	(理由)
⑤	直前届出に係る届出書の提出をした日	平成・令和 年 月 日
⑥	その他参考となるべき事項	
届出期限	<input type="checkbox"/> 臨時改定事由：「臨時改定事由が生じた日」から1月を経過する日 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 業績悪化改定事由：「決議をした日」から1月を経過する日と「直前届出に係る給与の支給の日」の前日とのいずれか早い日 令和 年 月 日	

税 理 士 署 名 押 印 ㊟

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	-------------

事前確定届出給与に関する変更届出書の記載要領等

1 この届出書は、役員の仕事につき「所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第 54 条第 1 項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第 54 条の 2 第 1 項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する特定新株予約権を交付する旨の定め」（以下付表までにおいて「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」といいます。）に基づいて支給する法人税法第 34 条第 1 項第 2 号（役員給与の損金不算入）に掲げる給与（以下付表までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）について、既に法人税法施行令第 69 条第 4 項（定期同額給与の範囲等）に規定する直前届出（以下付表までにおいて「直前届出」といいます。）をしている単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、次の 2 の表の区分欄に掲げる事由に基因して当該直前届出に係る「定め」の内容を変更する場合において、その変更後の「定め」の内容に関して届出をするときに使用するものです。

なお、新株予約権又は法人税法第 54 条の 2 第 1 項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与については、平成 29 年 10 月 1 日以後にその支給に係る決議（当該決議が行われない場合には、その支給）をする給与から事前確定届出給与の対象となります。

2 この届出書は、次に掲げる変更の事由の区分に応じてそれぞれの変更届出期限までに提出してください。

区 分	変 更 届 出 期 限
① 臨時改定事由 （法人税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号ロに規定する役員の仕事上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）	その臨時改定事由が生じた日から 1 月を経過する日
② 業績悪化改定事由 （法人税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号ハに規定する経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由をいいます。以下付表までにおいて同じ。）	その業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会、社員総会又はこれらに準ずるもの（以下付表までにおいて「株主総会等」といいます。）の決議をした日から 1 月を経過する日 ただし、当該変更前の当該直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（当該決議をした日後最初に到来するものに限り、）が当該 1 月を経過する日前にある場合には、その支給の日の前日

（注）連結子法人（連結申告法人に限ります。）については、法人税法施行令第 155 条の 6（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により、当該連結子法人に係る連結親法人が提出することになります。

3 この届出書は、臨時改定事由又は業績悪化改定事由に基因してその内容の変更がされた「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づく給与の支給の対象となる者（直前届出の対象となった者に限ります。以下付表までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。）の全ての分を取りまとめて作成し、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。

4 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
- (3) 「①」欄は、その変更の事由に応じてそれぞれ次のとおり記載してください。
 - イ その変更が臨時改定事由に基因するものである場合……「臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日」欄に、その臨時改定事由を具体的に記載するとともに、その臨時改定事由が生じた日を記載してください。
 - ロ その変更が業績悪化改定事由に基因するものである場合……「業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日」欄に、業績悪化改定事由により直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日を記載するとともに、その変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（その決議をした日後最初に到来するものに限ります。）を記載してください。なお、その給与の支給の日が異なる者がいる場合には、この欄の余白の部分に、例えば、「一部役員については令和〇年〇月〇日」等と記載してください。
- (4) 「② 変更を行った機関等」欄には、直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容に関する変更を行った「株主総会」、「報酬委員会」、「取締役会」などの機関の名称を記載してください。
- (5) 「③ 変更後の事前確定届出給与等の状況」欄の「(No. ~No.)」には、付表に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載してください。
- (6) 「④ 変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由」欄には、変更前の事前確定届出給与の支給時期がその変更後のその事前確定届出給与の支給時期と異なる場合に、その変更後のその給与の支給時期を付表のとおりとした理由を具体的に記載してください。
- (7) 「⑤ 直前届出に係る届出書の提出をした日」欄には、直前届出に係る届出書の提出をした日を記載してください。

なお、その提出をした日が異なる者がいる場合には、この欄の余白の部分に、例えば、「一部役員については令和〇年〇月〇日」等と記載してください。
- (8) 「⑥ その他参考となるべき事項」欄には、この届出に係る変更後の事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうち直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容の変更に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その変更を行った株主総会等の議事録等の写しを添付するようにしてください。
- (9) 「届出期限」欄は、上記2の表の変更の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載してください。
 - ・臨時改定事由……「①」欄の「臨時改定事由が生じた日」に記載した日から1月を経過する日を記載するとともに、□にレ印を付してください。

(注) 「臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日」は、「臨時改定事由が生じた日」の翌日を起算日として、暦に従って計算します。なお、起算日が月の初めでないときは、翌月におけるその起算日に相当する日の前日（翌月にその相当する日がないときは、その月の末日）となります。

(例：臨時改定事由が生じた日が5月25日の場合、5月26日が起算日となり、翌月における起算日に相当する日（6月26日）の前日である6月25日が「臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日」となります。)
 - ・業績悪化改定事由……「①」欄の「決議をした日」に記載した日から1月を経過する日と「①」欄の「直前届出に係る給与の支給の日」の前日のうちいずれか早い日を記載するとともに、□にレ印を付してください。
- (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (11) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。